

中小企業の技術者や高等教育機関の研究者の方々が、

小さくとも世界一を目指して行う研究開発を支援いたします

令和6年度

【若手研究者研究開発支援事業】

～ 世界一を目指す研究開発助成事業 ～

募集案内

【募集期間】 令和6年4月15日（月）～同年5月17日（金）

【採択予定件数】 2件程度

【申請書の提出及びお問合せ先】

（公財）栃木県産業振興センター
産業振興部 戦略産業振興チーム

〒321-3226 宇都宮市ゆいの杜 1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内

TEL 028-670-2601 FAX 028-670-2611

E-mail : senryaku@tochigi-iin.or.jp

※応募を検討される方は、事前に御相談ください。

令和6年4月

公益財団法人栃木県産業振興センター



この助成事業は、栃木県が(公財)栃木県産業振興センターに交付する若手研究者研究開発支援基金設置費補助金により創設した若手研究者研究開発支援基金を基に運営する事業です。

公募要領

1 対象者（申請者）

- ・法人格を有する県内の中小企業（製造業若しくはソフトウェア業）※1
※1：中小企業者は、中小企業基本法(昭和38年法律154号)2条に規定するものです
（みなし大企業を含む）。
- ・県内の理工系大学等の高等教育機関※2
※2：大学のうち理工学・農学・医学・薬学等の各学部、国立高等専門学校、及び職業能力開発大学校とします。

2 助成対象事業

県内の中小企業（製造業若しくはソフトウェア業）や理工系大学等の高等教育機関に属する若手の研究者や技術者※3が、小さくとも世界一の技術等の開発を目指して行う事業を対象とし（品質・コスト等について、現状を把握した上で、それをさらにもう一歩進めようとする事業は全て対象となります）、他の補助金等の助成対象事業となっていないものとします。
※3：代表研究者は、令和6年4月1日現在で、45歳未満までの方とします。

3 助成額等

助成額は100万円以内の定額とします（消費税及び地方消費税を除く）。助成金は、原則、精算払いですが、高等教育機関の研究者には、事情に応じて概算払いをする場合もあります。

4 採択予定件数 2件程度

5 助成対象経費

助成対象経費は以下に掲げる費目とし、消費税及び地方消費税は対象外とします。
なお、交付決定日より前に契約・支出された経費は助成の対象となりませんので、ご注意ください。

費 目	経費全体に占める割合の上限
設備及び備品の購入費又は借用費	—
原材料費及び消耗品費	—
外注加工費	5割
外注試験費	3割
共同又は委託研究費 他の企業、大学、試験研究機関等が行うものとし、その費目及び経費全体に占める割合の上限は、本表のとおりとする。 なお、「共同研究契約」を締結するなど正式な手続きを経て行うもの のみに限り、寄付金扱いのものは助成対象外とする。	5割
技術指導費 他の企業、大学、試験研究機関等から受ける技術指導であり、「技術指導契約」等を締結して行うものに限る。	3割
特許出願料（弁理士手数料を含む。）	3割
一般管理費	2割

6 採択の基準等

以下の各号に掲げる採択基準の観点から、事業計画書に記載されている内容等を総合的に評価し、予算の範囲内で採択するものとします。

- (1) 研究開発要素が明確になっていること (重視する項目)。
- (2) “世界一”を指向するなど先進的（品質・コスト等について、現状を把握した上で、それをさらにもう一歩進めようとするもの）であること (特に重視する項目)。
- (3) 代表研究者及び共同研究者が研究主体となっていること。
- (4) 実施・管理体制やスケジュールに無理がなく妥当であること。
- (5) 事業に要する経費の内訳が、事業計画内容等に照らして妥当であること。
- (6) 事業計画の実施により、成果の達成又は事業化が期待できること。
- (7) 申請額が10万円以上であること。

7 採否の決定等

- ・応募内容については、必要に応じて、ヒアリング・現地調査等を実施し、また、追加資料の提出等を求めることがあります。
- ・審査は、外部有識者等により構成される審査会での評価を踏まえ、(公財)栃木県産業振興センターにて厳正に審査し、事業計画の採否を決定します。
- ・申請者は審査会に出席し、原則として代表研究者にプレゼンテーションを行っていただきます。
- ・審査会の開催は、6月上旬～中旬頃を予定しています。
- ・採否の決定は、6月中旬～下旬頃を予定しています。
- ・結果の理由に関するお問い合わせには、応じかねますのでご了承下さい。
- ・採択案件につきましては、研究開発テーマ名・代表研究者名等を公表する場合があります。
- ・採択となった場合は助成額も併せてお知らせし、他の助成事業に採択されていないことを確認後、助成事業交付申請書を提出いただき、交付決定を受けてから、事業を開始していただきます。

8 助成金交付対象者の義務

- ・研究開発は翌年2月末日までに終了し、実績報告書を提出していただきます。
- ・実績報告に基づき完了検査を行い、適正とされた場合に助成金を交付します。
- ・年度途中（別途指示させていただきます。）に、中間報告をいただき、中間検査を行います。
- ・研究開発の内容の変更・中止等、申請の内容どおりの遂行ができない場合は、事前に変更等の承認申請をしていただきます。
- ・助成金交付にかかる収入支出を明らかにした帳簿を備え、振込書等の証拠書類を添えて、実績報告書を提出した年度の翌年度から5年間保存していただきます。
- ・助成事業終了後、一定期間、その後の事業化状況等を報告いただきます。
- ・本事業について、事業内容の変更等で不相当と認めるときは、助成金の交付の全部又は一部を取り消す場合があります。
- ・その他、助成金交付要領で定めることを順守していただく必要があります。

応募手続

1 応募方法

所定の書類に必要事項を記入の上、補助資料等(会社案内を含む)を添付して、提出して下さい。
なお、事業計画書の記載方法等については、担当者がアドバイスいたしますので、事前に御相談ください。

【提出書類】

- ①事業計画書（様式第1号）
- ②補助資料等（会社案内や研究開発内容が分かる資料等がありましたら添付してください）

提出書類の様式は、振興センターホームページからダウンロードできます。

ホームページをご覧いただけない場合は下記までお問合せください。

※提出された書類等は返却いたしませんので、予めご了承下さい。

2 応募の締め切り

令和6年5月17日（金）17時【必着】

受付最終日は混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。

3 申請書の提出及びお問い合わせ先

〒321-3226

宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内

(公財)栃木県産業振興センター 産業振興部 戦略産業振興チーム

TEL 028-670-2601 FAX 028-670-2611

E-mail: senryaku@tochigi-iin.or.jp

※応募の検討される方は、事前に御相談ください。